

企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称：南・東南アジア地域都市鉄道と準高速・高速鉄道との一体的整備に関する情報収集・確認調査

案件番号：19a01003

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

第4章 契約書（案）

2020年1月22日

独立行政法人国際協力機構

調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属書として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2020年1月22日

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：南・東南アジア地域都市鉄道と準高速・高速鉄道との一体的整備に関する情報収集・確認調査（QCBS）
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款雛型：
成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款
すべての費用について消費税を課税することを想定しています。
- (4) 契約履行期間（予定）：2020年3月 ～ 2020年12月

4. 窓口

【選定手続き窓口】

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

電子メール宛先：prtm1@jica.go.jp

担当者：【契約第1課、津田 晴香及び Tsuda.Haruka@jica.go.jp】

注）書類の提出窓口（持参の場合）は、同ビル1階 調達部受付となります。

【事業実施担当部】

南アジア部 インド高速鉄道室

5. 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成 15 年細則（調）第 8 号）第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- a) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- b) 競争開始日の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- c) 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- d) 競争開始日以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

す。

1) 全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認する

ことがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

2020年 2月 5日 12時

質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 提出先・場所

上記4. 窓口(選定手続き窓口)のとおり(prtm1@jica.go.jp宛、CC:
Tsuda.Haruka@jica.go.jp)

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。メールタイトルに、公示日、公示案件名を必ず記載してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法

質問受領後、原則として3営業日以内に当機構ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

(4) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は当機構の判断により、説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くともプロポーザル提出期限の2営業日前までに当機構ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出されるプロポーザル及び見積書に反映するための期間を確保するため、プロポーザル提出期限を延期する場合があります。

7. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限: 2020年 2月 14日 12時

(2) 提出方法: 郵送又は持参

注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限りです。

注2) 持参の場合、機構が受領したことを証明するため、以下のウェブサイト
に提示される「各種書類受領書」を合わせて提出して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 提出先・場所: 上記4. 窓口(選定手続き窓口)

(4) 提出書類: プロポーザル 正1部 写 4部

見積書 正1部 写 1部
注) 見積書はその内訳書とともに密封してください。

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- 3) 同一者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 4) 虚偽の内容が記載されているとき
- 5) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

8. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点90点、価格評価点10点とします。

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点（小数点第1位まで計算）とします。

技術評価の基準

| 当該項目の評価 | 評価点 |
|--|--------|
| 当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。 | 90%以上 |
| 当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。 | 80～90% |
| 当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。 | 70～80% |
| 当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。 | 60～70% |
| 当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。 | 40～60% |
| 当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。 | 40%以下 |

評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

この技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格と

します。

本案件は、「若手育成加点」は適用されません。

2) 価格評価

価格評価点は、見積価格が安価となるほど点が高くなります。ただし、ダンピング防止対策として、予定価格の80%を下回る見積価格については、逆に安価となるほど点が低くなります。具体的には以下の算定式により、計算します。

【見積価格が予定価格の80%を上回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100 + 80$$

【見積価格が予定価格の80%を下回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = 120 - [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100$$

3) 総合評価

技術評価点と価格評価点を90:10の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.9 + (\text{価格評価点}) \times 0.1$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、提出された見積書は、以下の日時及び場所で公開で開封します。ただし、技術評価点が基準点を超えた競争参加者が一者であった場合は、当該競争参加者に通知のうえ、中止します。

見積書の開封に当たっては、各競争参加者の技術評価点及び予定価格をその場で先に公表した上で、見積書が封印されていることを参加者に確認を求めます。見積額及び見積額に基づく価格評価点並びに技術評価点と合算した総合評価点は書面に記録し、参加者に立会人としての署名を求め、当該書面の写しを参加者に配布します。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積書の公開開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

1) 日時：2020年3月6日（金） 11時～

2) 場所：東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構 208会議室

- ▶ 参加される方は身分証明書をお持ちください。会場の収容人数に比較して、参加希望者が多数となる場合は、競争参加関係者を優先します。

(4) 契約交渉権者の決定方法

総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

総合評価点が高かった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

最も高い総合評価点が多数あり、更にその内複数の技術評価点が高かった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

9. 評価結果の通知・公表と契約交渉

(1) 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2020年 3月 13日（金）までに各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

1) 競争参加者の名称

2) 競争参加者の技術評価結果

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点（該当する場合）

3) 競争参加者の価格評価結果

見積書の見積金額及びその価格評価点を公表する。

(2) 契約交渉権者との契約交渉

評価結果の通知後速やかに、契約交渉権者との契約交渉を開始します。契約交渉権者には、契約交渉に際して、以下の資料の準備を求めます。

1) 特記仕様書（プロポーザル内容反映案）

契約交渉に際しては、まずは以下の3つの認識（イメージ）を機構と契約交渉権者で一致させることが重要であると考えています。

- 機構が意図し、企画競争説明書の特記仕様書案で提示した業務内容
- 当該特記仕様書案に基づき、契約交渉権者が理解した業務内容
- 当該業務内容の理解に基づき、契約交渉権者がプロポーザルで提案した業務内容の追加や変更（具体的な業務内容の確定を含む。）

これら認識を一致されるため、企画競争説明書の特記仕様書案に基づき、契約交渉権者のプロポーザル内容を反映させた「特記仕様書（プロポーザル内容反映案）」の提示を求めます。

なお、契約交渉の結果、本企画競争説明書に提示した特記仕様書（案）が一部変更される可能性があります。当該変更は、競争結果の公平性が損なわれない範囲に限るものとします。

2) 契約業務履行上のリスク項目

コンサルタント等契約が対象とする業務は、開発途上国において、サービスの提供先である開発途上国の政府機関と共同で事業を実施する性格を有しており、契約の履行に当たり種々の不確実性が存在します。

契約履行条件の変化や追加業務の発生があった場合は、発注者・受注者の間で、必要に応じ契約変更の可能性を含めた協議を行うこととなります。契約締結に当たって、予め、想定される「契約業務履行上のリスク」について双方で共通認識を持つておくことが、このような手続きを円滑化します。

「契約業務履行上のリスク」については、必要に応じ、契約交渉の結果を「打合簿」にて確認します。

3) 見積金額内訳にかかる資料

見積金額を積算した際の資料を用意してください（積算に当たって作成・取得済の資料のみで構いません）。当該資料には、業務従事が確定している業務従事者リスト（所属先、学歴等の情報を含む。）を含むものとします。

機構の積算と相当程度乖離する項目については、契約交渉の過程で、追加資料の提出を求める場合があります。

(3) 契約交渉の終了

契約交渉権者との間で契約業務の内容又は契約金額について合意形成ができなると機構が判断した場合、その理由を明記した文書により、契約交渉の終了を通知します。

契約交渉権者との契約交渉が終了した場合は、次順位の競争参加者に対して契

約交渉を求めることはしません。ただし、類似の業務内容及び条件で、再度公示を行う場合があります。

(4) 技術評価結果の説明

技術評価の評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

10. 競争・契約情報の公表

本企画競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイトに契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11. 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以

下、「反社会的勢力」という。)である。

- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

12. その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来てください。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

1. 調査の背景

(1) 鉄道経営に対する支援ニーズ

近年、南・東南アジア諸国では、人口増加と経済の活性化に伴い、都市内道路や都市間の高速道路での渋滞が慢性化・深刻化しており、過度な自動車依存から脱却するため、短時間で大量の旅客移動を可能にする都市内・都市間の代替交通機関を整備する必要性が急速に高まっている。また、各国の国家発展計画マスタープランは、年7～9%の経済成長を達成すべく投資環境整備を急ぐ観点から首都圏整備事業を積極的に進め、並行あるいは後追いで首都圏と地方拠点都市間を結ぶ経済回廊を基にした地域経済開発を基本戦略としている。その基本戦略を推進するための具体的施策として、また上述の代替交通機関整備の必要性から、各国政府は前者においては都市鉄道事業を、後者においては高速鉄道事業を積極的に進め、旅客・物流を含む当該地域・区間の鉄道輸送能力を強化すべく、我が国に対し各種協力を要請してきた。その要請に応えるべく、我が国はこれまで既存線の電化や複線化、複々線化に加え、地下鉄を含む新規都市鉄道及び拠点都市間を結ぶ高速・準高速鉄道事業等への協力を実施してきた。

現在、これらの協力の結果、南・東南アジア諸国では国によって程度の差はあるが、相対的に相当程度の鉄道輸送能力が整備されつつある。この状況を受け当然の帰結として、ここ数年、次の段階として従来行ってきたハード支援以上に、安全性及び財政制約を考慮し効率性等を重視した鉄道経営についてのニーズが急速に高まっている。同ニーズに呼応し、各国政府機関及び鉄道事業者自らが、本邦民間鉄道運営事業者と頻りに相互訪問から意見交換・協議等を繰り返している。都市鉄道においては、本邦民間鉄道運営事業は本業である鉄道運行に関し世界一過密な運行計画を遅延なく実施し、加えて他交通モードとの複合的調整も担いながら駅ナカ・駅前開発の投資・運営ノウハウも蓄積し、他国に比し鉄道経営の面で現在も大きな比較優位を有している。

このことから、各国で漸く本業である鉄道運行を緒に着けたばかりの鉄道事業運営者が、鉄道整備で日本に支援を要請してきたことに続き、早晩、日本政府および発注者に対しこれら本邦民間鉄道事業運営者を通じた鉄道経営に関する支援を要請してくることが予想される。

(2) 準高速・高速鉄道の導入ニーズ

他方、都市間交通手段である準高速・高速鉄道事業に目を向ければ、計画承認数は増加しつつも、何れの事業においてもF/S段階やその後の詳細設計段階で大幅なコスト高騰が明らかになり、国家プロジェクトであるにも拘らず、事業の採算性が見通せないことで計画が中止・延期される例が増えている。これら計画では当然にコスト抑制に努めてはいるが、それも限界があり、採算性改善策として駅ナカ事業等の非鉄道収入の引き上げや周辺開発利益の還元（Land Value Capture）が模索されているが、何れも莫大な事業費に比してその効果は非常に限定的である。掛かる状況にあって、本邦新幹線の成功を例に、都市鉄道・都市近郊の鉄道の集客力を向上させると共に、これら乗客が都市間鉄道に円滑に乗り入れられるようにすることが重要となる。従来のように都市鉄道と都市間鉄道を別々に構想するのではなく、一体として構想し計

画・整備していくという考え方が議論されることが必要である。

以上を踏まえ、今後、安全性と効率性を考慮しながら益々増える都市内・都市間鉄道の高度化及び輸送力増強に対し、質の高いインフラ輸出の観点からハードに加え経営ソフトを望む各国のニーズに応えるための基本的情報の収集・整理が、我が国及び発注者にとって喫緊に必要である。特に、インフラ整備のみならずその後の運営にまで一貫通貫で日本の知見・経験が円滑に導入されるべく、鉄道経営分野で本邦民間鉄道事業者の適切な海外進出の形態について整理しておくことが重要である。そのうえで、これらの情報収集・整理・分析に基づき、都市鉄道の集客力向上が準高速・高速鉄道にとって開業当初から安定的に乗客を得るうえでどう影響するかを分析し、適切な都市鉄道発展と準高速・高速鉄道発展の関係を整理しておく必要がある。

本調査は、上記認識に基づき、南・東南アジア各国の首都圏等の鉄道事業を対象に、適切かつ円滑に本邦民間鉄道事業者が参入できるよう、現状の事業実施体制、運営・維持管理体制、経営状況・課題、将来の拡張計画等に関する情報収集・整理・分析を行う。そのうえで、これら都市鉄道による集客が都市間輸送としての準高速鉄道および高速鉄道の経営に与える影響を分析する。

2. 調査の概要

(1) 調査名

南・東南アジア地域都市鉄道と準高速・高速鉄道との一体的整備に関する情報収集・確認調査

(2) 調査目的

- ・ 本邦鉄道事業者の参入による各国首都圏都市鉄道の「効率的な集客力向上」および「鉄道経営の収益向上」を分析する。
- ・ 集客力向上に基づき準高・高鉄の適切な導入時期を整理・分析する。

(3) 調査概要

- ・ 東南アジア諸国の鉄道運営における集客力、収益性の課題を分析する。
- ・ 同課題に対し本邦民間鉄道事業者の知見・経験・ノウハウの活用を検討する。
- ・ 都市鉄道の発展度合いと準高速・高速鉄道の整備時期の関係を分析する。

(4) 現地調査の対象地域

南・東南アジア諸国から適切に選定された3ヶ国程度¹

(5) 関係官庁・機関

選定された国における首都圏鉄道運営事業者とその監督官庁

(6) 本調査に関連する我が国の主な援助活動

- インド

・ 貨物専用鉄道建設事業（フェーズ1、2）
借入承諾額：5,122億9円（L/A調印：2016年）

・ ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道建設事業
借入承諾額：2,395億円（L/A調印：2018年）

・ 主要都市における地下鉄建設事業（デリー、ムンバイ、チェンナイ、コルカタ、バンガロール、アーメダバード）

¹ プロポーザル時点ではマニラ、ハノイ、ヤンゴンを対象とし、調査開始後に再選定可能

案件名：デリー高速輸送システム建設事業（フェーズ1～3）
借款承諾額：7,053億円（L/A調印：2018年）

案件名：ムンバイメトロ3号線建設事業
借款承諾額：1,710億万円（L/A調印：2018年）

案件名：チェンナイ地下鉄建設事業（フェーズ1、2）
借款承諾額：2,591億円（L/A調印：2018年）

案件名：コルカタ東西地下鉄建設事業
借款承諾額：557億9,100万円（L/A調印：2018年）

案件名：バンガロール・メトロ建設事業
借款承諾額：645億円（L/A調印：2011年）

案件名：アーメダバード・メトロ事業
借款承諾額：824億円（L/A調印：2016年）

－ フィリピン

案件名：南北通勤鉄道事業（マロロス - ツツバン）
借款承諾額：2,419億9,100万円（L/A調印：2015年）

案件名：南北通勤鉄道延伸事業（第一期）
借款承諾額：1,671億9,900万円（L/A調印：2019年）

案件名：マニラ首都圏地下鉄事業（フェーズ1）（第一期）
借款承諾額：1,045億3,000万円（L/A調印：2018年）

案件名：マニラ首都圏大量旅客輸送システム拡張事業
借款承諾額：432億5,200万円（L/A調印：2012年）

案件名：首都圏鉄道3号線改修事業
借款承諾額：381億100万円（L/A調印：2018年）

－ インドネシア

案件名：ジャカルタ都市高速鉄道事業
借款承諾額：18億6,900万円（2006年L/A調印） 481億5,000万円（2009年L/A調印）、752億1,800万円（2015年L/A調印）

案件名：ジャカルタ都市高速鉄道事業（フェーズ2）（第一期）
借款承諾額：700億2,100万円（2018年L/A調印）

案件名：ジャワ幹線鉄道電化・複々線化事業（第1期）
借款承諾額：410億3,400万円（2001年L/A調印）

案件名：ジャワ北幹線鉄道複線化事業

借 款 承 諾 額：72億3,400万円（1994年L/A調印） 87億4,800万円（1998年L/A調印）

－ タイ

案件名：バンコク大量輸送網整備事業（レッドライン）

借 款 承 諾 額：630億1,800万円（2009年L/A調印） 382億300万円（2015年L/A調印）
1,668億6,000万円（2016年L/A調印）

案件名：バンコク大量輸送網整備事業（パープルライン）

借 款 承 諾 額：624億4,200万円（2008年） 166億3,900万円（2010年L/A調印）

案件名：バンコク地下鉄建設事業

借 款 実 行 額：2,164億5,600百万円（1996年～2000年L/A調印）

－ ミャンマー

案件名：ヤンゴン環状鉄道改修事業

借 款 承 諾 額：248億6,600万円（2015年L/A調印）

案件名：ヤンゴン・マンダレー鉄道整備事業フェーズI

借 款 承 諾 額：200億円（2014年L/A調印）、250億円（2017年L/A調印）

案件名：ヤンゴン・マンダレー鉄道整備事業（フェーズ2）（第一期）

借 款 承 諾 額：566億2,200万円（2018年L/A調印）

－ ベトナム

案件名：ホーチミン市都市鉄道建設事業（ベンタイン-スオイティエン間（1号線））

借 款 承 諾 額：208億8,700万円（2007年L/A調印）、443億200万円（2012年L/A調印）、
901億7,500万円（2016年L/A調印）

案件名：ハノイ市都市鉄道建設事業（ナムタンロン-チャンフンダオ間（2号線））

借 款 承 諾 額：146億8,800万円（2009年L/A調印）

案件名：ハノイ市都市鉄道建設事業（1号線）

借 款 承 諾 額：46億8,300万円（2008年L/A調印）

案件名：ハノイ市都市鉄道建設事業（1号線）フェーズI（ゴックホイ車両基地）（I）

借 款 承 諾 額：165億8,800万円（2013年L/A調印）

3. 調査の目的

- 本邦鉄道事業者の参入による各国首都圏都市鉄道の「集客力向上」および「鉄道経営の収益向上」を分析する。
- 集客力向上に基づき準高・高鉄の適切な導入時期を整理・分析する。

4. 調査の範囲

本調査は、都市鉄道事業発展を基にした適切な準高速・高速鉄道の導入時期について、「3. 調査の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつ

つ、「6. 調査の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 技術協力および円借款検討資料としての位置づけ

本調査業務の結果は、今後、南・東南アジア各国で都市鉄道経営力等の向上を発注者が支援する際に、本邦民間鉄道事業運営者の適切な参入形態について検討資料として用いられることとなる。同時に、準高速・高速鉄道事業の適切な導入時期とコストを検討する際に検討資料として用いられることとなる。そのため、調査の過程で随時十分発注者と協議すること。

一方、将来的に各種案件形成の過程において、本調査業務の結果とは一部異なる結論となる可能性がある可能性に留意し、各国政府関係者に本調査結果がそのまま技術協力および円借款事業として承認されるものとの誤解を与えないよう留意すること。

(2) 発注者への事前説明・確認

本業務の成果（協議資料等の中間的な成果を含む。）について先方政府に提示する場合には、発注者に事前に説明・確認の上、その内容について承諾を得るものとする。なお、当該説明・確認については、打合せによることを原則とするが、現地業務中の場合には、電子メール等によることも可とする。また、打合せ簿を受注者にて作成し、監督職員が確認を行う。

(3) 調査の重点項目

各国の都市鉄道事業運営者と本邦民間鉄道事業運営者は、本邦公的機関、民間企業等が既に多くの対話を重ねている。以下の項目については、調査開始前、調査中、結果の取りまとめに際して、既に対話を重ねている右各種機関、民間企業から十分に情報を取得し、また協議すること。必要と判断する場合には、発注者にも同席を求めること。

- 1) 各種機関が既に実施している、あるいは計画中の対話枠組み内容、将来計画、想定成果
- 2) 同様に有償・無償の支援を行っている場合、その内容、将来計画、想定成果
- 3) 本邦民間鉄道事業運営者に関し、各社ごとの海外進出の意向、将来計画

(4) 既往の調査結果の活用・先方機関との連携

本調査を実施するにあたっては、既存の各種調査・事業を十分に把握すること。特に、既に都市鉄道運営・維持管理に本邦内外に拘わらず民間企業が参画中、あるいは参画の予定が各国の都市鉄道事業者によって示されている場合には、これらを阻害すること無いよう十分に注意を払うとともに、先方から本邦での知見・経験・ノウハウを求められた場合には、発注者と相談のうえで応えること。

また、既存の幹線鉄道の準高速化や新規高速鉄道事業について、先方機関等から事業や計画の妥当性について問われた場合には、先方に日本政府の支援に係る予断を与えぬよう十分に配慮すること。

(5) 日本政府内の関係省庁との連携

本調査では、発注者は日本政府と各種会議や打合せの場を設定する予定はないが、関係省庁と何らか意見交換等する場合には、コンサルタントは調査方針、報告書案及び調査結果等について資料準備も含め説明・報告し、関係省庁からの意見を

踏まえ、発注者の指示に基づき、報告書案の修正などの必要な対応を行う。

(6) 既存線の準高速化および新規高速鉄道整備の前提条件

発注者が過去に関与した、あるいは現在関与している既存線の準高速化および高速鉄道整備事業を参照し、技術面での検討は省き、純粹に経営面での検討を行うこと。具体的には、需要予測の精査に重点を置き、右に都市鉄道の集客力向上による乗客数増がどれだけ見込めるかを分析することを基本とする。非鉄道収入や運賃インフレ等その他の収入項目に係る条件は、既存調査等のデータをそのまま活用する。

(7) 現地セミナー開催

3か国程度で開催する。国内の有識者を発表者として招聘する。

6. 調査の内容

A. 各国首都圏都市鉄道の「集客力向上」および「鉄道経営の収益向上」

- (1) 各国首都圏都市鉄道事業の背景・経緯の確認
 - 各国都市鉄道事業の路線計画、需要予測、事業費、事業スケジュール、法制度、環境社会配慮、経済・財務分析等をレビューする。
 - 各国都市鉄道事業に関係のある有償・無償支援の内容、進捗、将来計画、想定成果などをレビューする。
 - 事業費・スケジュール：当初審査時と最新の比較及びその差の原因分析
 - 支援内容：有償の場合、GC (General Consultant) のうち人材育成、組織能力開発に係る支援の概要・期間及びコスト
 - 最高運転速度、最大編成両数、1時間当たり列車本数、最大輸送力（人/時間・片道）、営業キロ（km）、駅数、表定速度（km/h）、建設費（億円）、キロ建設単価、最大輸送人キロ建設単価等の指標を整理し、事業間の比較ができるように整理するのが望ましい。
- (2) 本邦民間鉄道事業者及び沿線開発デベロッパーへのインタビュー調査
 - 本邦民間鉄道事業者へのインタビュー調査を行い、各社の海外事業の位置づけ、取組み内容、海外進出の意向、将来計画等を確認する。
 - 本邦民間鉄道事業者のこれまでの集客や鉄道収益向上の為の取り組みや駅ナカ、駅前、沿線開発の取り組みを対象地域に紹介できるようにまとめる。
 - 本邦民間鉄道事業者のノウハウとして活用できるものを抽出する。
 - 本邦沿線開発デベロッパーへのインタビュー調査を行い、各社の海外事業の位置づけ、取組み内容、海外進出の意向、将来計画等を確認する。
 - 鉄道事業者へのインタビュー：海外事業における課題とその対応及び提案
 - 駅ナカ・駅前・沿線開発については既往調査と重複しないよう事例を選定すること。
 - 1路線だけでなく、複数路線・ネットワーク構築による効果の検証
 - デベロッパーへのインタビュー：投資案件選定のクライテリア、課題とその対応及び提案
- (3) インセプションレポートの作成と協議
 - 上述の結果や調査にあたって、必要な業務実施に関する基本方針、方法、項目、内容、実施体制、詳細なスケジュール、先方政府機関等に対応を求める事項・質問などを検討し、インセプションレポートとしてとりまとめ、発注者に提出する。
 - 参照を想定している既往調査²のリストアップ
- (4) 現地鉄道事業者及び現地デベロッパーへのインタビュー調査
 - 現地鉄道事業者へのインタビュー調査を行い、各社の経営課題、事業計画、支援ニーズを確認する。

² 各鉄道案件の協力準備調査のみならず、課題部にて実施した既往調査（プロ研）も例示し、それらの調査で示された内容との重複を避けることが望ましい。

- 現地主要デベロッパーへのインタビュー調査を行い、各社の事業計画、沿線開発事業への進出意向、関連事業への投資意欲等を確認する。
 - PPP事業におけるリスク分担の在り方
 - PPP事業におけるKPI (Key Performance Index) の具体例
 - 運賃の決め方及び将来に向けた値上げの在り方
 - 現地デベロッパー：鉄道建設における沿線価値向上に対する考え・期待
- (5) 対象事業の選定クライテリア
- 詳細検討を行う都市鉄道事業を選定するため、クライテリアを設定する。
 - 選定クライテリアには、財務状況、需要のポテンシャル、実施体制、法制度、日系企業にとっての事業環境、等を含めること。
- (6) 対象都市鉄道事業の選定
- 東南アジア各国の都市鉄道事業者および本邦民間鉄道事業者を主体としたSWOT分析等をそれぞれ実施し事業環境を評価する。
 - 各都市1路線、計3か国3路線を優先的取組み案件として選定する。
- (7) 選定した鉄道事業の事業分析
- 選定した都市鉄道事業の事業分析を行う。
 - 運営事業者が想定する需要予測、収入予測、運営費の試算など
 - 現状の事業実施体制、運営・維持管理体制、経営状況・課題など
 - 施設・設備の現状と課題、将来のリハビリ・更新・拡張計画など
 - 既存駅周辺部、鉄道沿線の鉄道用地の規模と利用状況
 - 大規模開発計画（商業、工業、スマートシティ等）の有無
 - 関連事業、事業多角化、国内外企業とのパートナーシップの有無
 - 当初FS時点と最新情報の差異分析など。当初の想定と変わってきている点とその理由等
- (8) プロGRESSレポートの作成と協議
- 上記までの検討結果について、PROGRESSレポートとして取りまとめ、日本側に説明及び協議しコメント等を反映する。
- (9) 集客力向上および鉄道経営の収益向上施策の検討
- 集客力向上および鉄道経営の収益向上施策を検討する。
 - 乗り換え利便性向上のための設備投資
 - 大規模開発計画（商業、工業、スマートシティ等）との連携
 - 関連事業、事業多角化、国内外企業とのパートナーシップ等
 - 各施策の実施スケジュールと投資金額を設定する。
 - 各施策の需要や収益性へのインパクトを試算する。
 - 短期・中期・長期計画をロードマップとしてまとめる。(5)～(7)で選定した事業について以下を検討する。
 - ・設備投資とその費用分担の考え方（鉄道事業者が負担すべき事項と公共事業として負担すべき事業）
 - ・大規模開発に必要な関係者間調整メカニズム及び必要な期間

(10) キャッシュフロー分析

- 運営事業者から入手した財務諸表や事業計画書等からキャッシュフロー表を作成する。
- (9) で検討した集客力向上および鉄道経営の収益向上施策をキャッシュフロー表に反映する。
- 投資の財務的費用対効果を評価する（施策インパクトの感度分析を含む）

(11) 事業スキームの検討、課題とその対応案、提案等

- 本邦民間鉄道事業者の参入を想定した事業スキームを検討する。
- 各国は既存路線のリハビリ・効率化にも民間資金導入を模索している点に着目し、ROT (Rehabilitation・Operation・Transfer) を基本としたPPPについても検討すること（乗り換え利便性向上のための設備投資等）。
- 事業スキーム案に応じた資金調達計画を検討する。
- 本邦事業者として海外案件に対応するために能力強化しなければならない事項。

B. 準高速・高速鉄道の適切な導入時期の検討

(12) 各国準高速・高速鉄道の背景・経緯の確認

- 発注者が過去に関与した、あるいは現在関与している既存線の準高速化および高速鉄道整備事業をレビューする。
- 準高速・高速鉄道事業の分析に当たっては、当該国にて既に政府決定が為されているものの他に、既存都市鉄道からの乗り入れが可能と思われる潜在的路線についても調査対象とする。

(13) 各国準高速・高速鉄道の需要予測の精査

- 各国準高速・高速鉄道の需要予測の精査を行う。予測年次によっては、人口フレームワークや社会経済指標、関係するインフラプロジェクト等の更新の必要性等も分析すること。
- 既存需要予測の修正が必要と判断される場合には、GDPに基づくだけでなく人口増加も考慮し、過度な需要増とならないように注意すること。

(14) 都市鉄道の集客力向上によるインパクトの試算

- 都市鉄道の集客力向上による乗客数増がどれだけ見込めるかを分析する（技術面での検討は省き、純粋に経営面での検討を行うこと）。
- 非鉄道収入や運賃インフレ等その他の収入項目に係る条件は、既存調査等のデータをそのまま活用する。
- 集客力向上予測に当たっては、(13)にて精査された需要予測に基づき、一般的で簡便な手法を用いること。収入予測に当たっては、運賃に過大な時間価値を割り当てることなく、また過度なモーダルシフトを前提とすることの無いよう注意する。
- 近年のMaaS関連の将来予測を踏まえた検討をすることが望ましい。

(15) 準高速・高速鉄道の適切な導入時期及び費用負担の在り方

- (14)を基に、準高速、高速鉄道の適切な導入時期について、中央・地方政

府からの補助金レベルに応じて分析すること。準高速・高速鉄道導入に対するインパクトに対して、費用負担の在り方の事例分析を踏まえた提案などを含める。

(16) ドラフトファイナルレポートの作成・協議

- これまでの調査結果をまとめたドラフトファイナルレポートを作成し、発注者、先方実施機関及び関係機関に説明・協議し、内容について基本的了解を得ること。

(17) ファイナルレポートの作成・協議

- ドラフトファイナルレポートに対する関係者からのコメントを検討の上、必要な個所については改訂し、ファイナルレポートとして取りまとめる。

7. 成果品等

本契約における成果品は、以下のとおり。各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に発注者に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

(1) 報告書

1) インセプションレポート (IC/R)

記載事項：業務の基本方針・方法・F/R目次案、調査方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容等、付帯として「各国首都圏都市鉄道事業の背景・経緯の確認」結果及び「本邦民間鉄道事業者及び沿線開発デベロッパーへのインタビュー調査」結果を添付すること。

提出時期：2020年4月中旬

部数：和文10部、英文20部（簡易製本）、電子データ版5部（和文・英文収納）

2) プログレスレポート (P/R)

記載事項：対象都市鉄道の現況・将来計画と課題の抽出、本邦民間鉄道事業運営者との親和性、既存あるいは潜在的準高速・高速鉄道との整合性確認等

提出時期：2020年6月中旬

部数：和文要約10部、英文要約20部、和文10部、英文20部（簡易製本）、電子データ版5部（和文・英文収納）

3) インテリム・レポート (IT/R)

記載事項：対象都市鉄道における潜在的ROTスキーム（他PPPスキームも可）提案、本邦民間鉄道運営事業者参入方法の提案等

提出時期：2020年8月下旬

部数：和文要約10部、英文要約20部、和文10部、英文20部（簡易製本）、電子データ版5部（和文・英文収納）

4) ドラフトファイナルレポート (DF/R)

記載事項：本調査の全体成果（要約を含む）

提出時期：2020年10月下旬

部数：和文要約10部、英文要約20部、和文10部、英文20部（簡易製本）、電子データ版5部（和文・英文収納）

5) ファイナルレポート (F/R)

記載事項：本調査の全体成果

(記載項目については取りまとめの前に発注者及び必要に応じ関係機関と協議した上で、作成すること)

提出時期：2020年11月中旬(仮)

部 数：和文10部、英文20部(製本)、電子データ版5部(和文・英文収納)

(2) その他提出物

1) 議事録等

各国関係機関等との調整会議、各種報告書の説明・協議時の議事録を作成し、発注者に速やかに提出する。また、発注者等及び受注者が主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等を取りまとめ、関係者に内容の確認等を行った上で、実施日を含む5日間を目安に発注者に提出すること。

報告書目次案

- A. 各国首都圏都市鉄道事業の背景・経緯
- B. 本邦民間鉄道事業者及び沿線開発デベロッパーへのインタビュー結果
- C. 現地鉄道事業者及び現地デベロッパーへのインタビュー結果
- D. 対象事業の選定クライテリア
- E. 対象都市鉄道事業の選定結果
- F. 選定した鉄道事業の事業分析結果
- G. 集客力向上および鉄道経営の収益向上施策の提案
- H. キャッシュフロー分析結果
- I. 事業スキームの提案
- J. 各国準高速・高速鉄道の背景・経緯
- K. 各国準高速・高速鉄道の需要予測の精査結果
- L. 都市鉄道の集客力向上によるインパクトの試算結果
- M. 準高速・高速鉄道の適切な導入時期及び費用負担の在り方

以上

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

- 1) 類似業務の経験
注) 評価対象とする類似業務：調査業務
- 2) 業務実施上のバックアップ体制等
- 3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

- 1) 業務実施の基本方針
- 2) 業務実施の方法
1) 及び2) を併せた記載分量は、15 ページ以下としてください。
- 3) 作業計画
- 4) 要員計画
- 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
- 6) 現地業務に必要な資機材
- 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）
- 8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者／鉄道・交通計画（1）
- 鉄道経営

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／鉄道・交通計画（1））】

- a) 類似業務経験の分野：調査業務
- b) 対象国又は同類似地域：南・東南アジア地域／全途上国
- c) 語学能力：英語
 - 【業務従事者：担当分野 鉄道経営】
 - a) 類似業務経験の分野：調査業務
 - b) 対象国又は同類似地域：全世界

c) 語学能力：評価なし

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2020年3月下旬に業務を開始し、2020年11月中旬を目途にファイナル・レポートを提出する。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 19.7 人月 (M/M)

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成(及び格付案)は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成(及び格付)を提案してください。

- ① 業務主任者／鉄道・交通計画(1)(2号)
- ② 鉄道経営(2号)
- ③ 事業モデル分析
- ④ 鉄道会社財務分析
- ⑤ 需要予測検証
- ⑥ 駅前・沿線開発
- ⑦ 鉄道施設計画
- ⑧ 鉄道・交通計画(2)

(3) 国内再委託

以下の業務については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。

▶ 現地セミナー開催

3か国程度で開催する。国内の有識者を発表者として招聘すること。

(4) 対象国の便宜供与(必要な場合に記載)

本調査業務はJICAの責任において実施するものであることから、対象地域の国側から特別な便宜供与を得られるものではない。但し、本調査実施にあたり、対象地域に所在するJICA現地事務所から主な調査対象機関への調査内容・実施スケジュールの通知などの調査協力依頼や、必要に応じたリクエストを発行するなど、円滑な調査実施のための協力を行うものとする。本調査実施にあたり、コンサルタントは通常の調査案件と同様に独自で調査を遂行することが求められているが、便宜供与にかかる対象地域に所在するJICA現地事務所の支援を必要とする場合は、対象地域に所在するJICA現地事務所に随時連絡・協議すること。

(5) 安全管理

特になし。但し、現地渡航に当たっては、外務省海外安全情報等を確認のうえ、安全な業務遂行に留意のこと。

3. 業務従事者の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

4. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

5. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS方式対応版）」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation_qcbs.html)

(1) 第1章「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれ作成してください。

(2) 以下の費目については、見積書とは別に見積り金額を提示してください。

- 1) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - 3) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください（別見積りではなく、見積書の内訳として計上してください）。なお、以下に示す定額は、すべて消費税抜きの金額として提示しています。
- 1) 旅費（国際航空賃）： 16,400,000 円
 - 2) 旅費（対象国内航空賃）： 1,260,000 円
 - 3) 車両（レンタカー）関連費： 2,592,000 円
 - 4) 現地セミナー開催費用： 1,500,000 円
- (4) 以下の業務については、業務内容・量の確定・提案が困難であるため、以下に示す業務量で「報酬」を見積もってください。
- 1) 現地セミナー（本邦企業参加）に係る業務： 0.35人月程度。
- (5) 見積価格には、消費税及び地方消費税を計上してください。消費税率は10%です。
- (6) 旅費（航空賃）について、定額計上としていますが、参考まで、当機構の標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。
- ・インド：東京⇒シンガポール⇒ニューデリー（エアインディア航空、タイ国際航空、シンガポール航空、キャセイパシフィック航空、全日本航空、日本航空）
 - ・フィリピン：東京⇒マニラ（フィリピン航空、日本航空、全日本航空）
 - ・インドネシア：東京⇒ジャカルタ（ガルーダ・インドネシア航空、日本航空、全日本航空）
 - ・タイ：東京⇒バンコク（タイ国際航空、日本航空、全日本航空）
 - ・ミャンマー：東京⇒バンコク⇒ヤンゴン（タイ国際航空、ベトナム航空、前日本航空、大韓航空）
 - ・ベトナム：東京⇒ハノイ（ベトナム航空、日本航空、前日本航空）
- (7) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、一般業務費（賃料借料）で計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料として、機材費（機材購入費）に計上してください。

6. 配布資料／閲覧資料等

- ・なし

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

| 評価項目 | 配点 | |
|--|-------------|--------------|
| 1. コンサルタント等の法人としての経験・能力 | (10.00) | |
| (1) 類似業務の経験 | 6.00 | |
| (2) 業務実施上のバックアップ体制等 | 4.00 | |
| 2. 業務の実施方針等 | (40.00) | |
| (1) 業務実施の基本方針の的確性 | 18.00 | |
| (2) 業務実施の方法の具体性、現実性等 | 18.00 | |
| (3) 要員計画等の妥当性 | 4.00 | |
| (4) その他（実施設計・施工監理体制） | | |
| 3. 業務従事予定者の経験・能力 | (50.00) | |
| (1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価 | (34.00) | |
| | 業務主任者 のみ | 業務管理 グループ |
| ① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／鉄道・交通計画(1)</u> | (34.00) | (13.00) |
| ア) 類似業務の経験 | 13.00 | 5.00 |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | 3.00 | 1.00 |
| ウ) 語学力 | 6.00 | 2.00 |
| エ) 業務主任者等としての経験 | 7.00 | 3.00 |
| オ) その他学位、資格等 | 5.00 | 2.00 |
| ② 副業務主任者の経験・能力： | () | (13.00) |
| ア) 類似業務の経験 | | 5.00 |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | | 1.00 |
| ウ) 語学力 | | 2.00 |
| エ) 業務主任者等としての経験 | | 3.00 |
| オ) その他学位、資格等 | | 2.00 |
| ③ 業務管理体制、プレゼンテーション | — | (8.00) |
| ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション | — | |
| イ) 業務管理体制 | — | 8.00 |
| (2) 業務従事者の経験・能力： 鉄道経営 | (16.00) | |
| ア) 類似業務の経験 | 8.00 | |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | 5.00 | |
| ウ) その他学位、資格等 | 3.00 | |

第4章 契約書（案）

業務実施契約書（案）

- 1 業務名称 【案件名】
- 2 対象国名 【国名（地域名）】
- 3 履行期間 2000年00月00日から
2000年00月00日まで
- 4 契約金額 円
(内 消費税及び地方消費税の合計額 円)

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名を記載（以下「受注者」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約書の構成）

第1条 本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。

- (1) 業務実施契約約款（以下「約款」という。）
- (2) 附属書Ⅰ「共通仕様書」
- (3) 附属書Ⅱ「特記仕様書」
- (4) 附属書Ⅲ「契約金額内訳書」
- (5) 附属書Ⅳ「業務従事者名簿」

（監督職員等）

第2条 約款第6条に定める監督職員及び分任監督職員は以下の職位にあるものとする。

- (1) 監督職員 : 南アジア部インド高速鉄道室の副室長
- (2) 分任監督職員 : なし

（契約約款の変更）

第3条 本契約においては、約款のうち、次に掲げる条項については、約款の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- (1) 第14条 契約金額の精算
第5項第1号を削除する。

（共通仕様書の変更）

第4条 本契約においては、附属書Ⅰ「共通仕様書」のうち、次に掲げる条項については、共通仕様書の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- (1) 第9条 業務関連ガイドライン
「(7)コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2018年5月)」

を削除し、「(7) コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン (QCBS 対応新方式) (2019 年 4 月)」を挿入する。

- (2) 第 27 条 航空賃の取扱い
本条を削除する。

【オプション 1 : 部分払を設定する場合】

(部分払)

第〇条 約款第 17 条第 1 項に定める部分払の対象とする一部業務については、以下の各号のとおりとする。

<例>

- (1) 第 1 回部分払 : 第〇次中間報告書の作成
(中間成果品 : 第〇次中間報告書)
- (2) 第 2 回部分払 : ドラフトファイナルレポートの作成
(中間成果品 : ドラフトファイナルレポート)

本契約の証として、本書 2 通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自 1 通を保持する。

20〇〇年〇〇月〇〇日

発注者

東京都千代田区二番町 5 番地 2 5
独立行政法人国際協力機構

契約担当役

理 事 植 嶋 卓 巳

受注者

業務実施契約約款

※ 機構 Website「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約
(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)
にある「契約約款」に示す通りとします。

附属書 I 「共通仕様書」

※ 機構 Website「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約
(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)
にある「附属書 I (共通仕様書)」に示す通りとします。